

琴浦町広告事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町の財産を広告媒体として活用し、民間企業等との協働により広告事業を実施することにより、町の新たな財源を確保し、もって、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に規定する町の財産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 印刷物

イ ウェブページ

ウ 公用車

エ 土地、建物等の物件

オ その他広告媒体として活用できる財産で町長が別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 広告主 この要綱に基づき広告掲載を実施する民間企業等をいう。

(広告の基準)

第3条 町長は、広告掲載に当たっては、広告媒体が有する町の資産としての本来の目的に支障を生じさせないようにするとともに、当該広告事業の公共性にかんがみ、社会的な信頼性及び公平性を損なうことのないよう十分配慮するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの

(3) 人権侵害となるもの

(4) 政治性のあるもの

(5) 宗教性のあるもの

(6) 社会問題についての主義主張

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 良好な景観又は風致を害するもの

(9) 当該広告事業の内容を、町が推奨しているかのような誤解を与えるもの

(10) 公衆に不快の念または危害を与えるもの

(11) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの

- (12) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (13) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (14) 規制業種等（別表第1に掲げる業種及び業者をいう。）に関するもの
- (15) 規制広告等（別表第2に掲げる広告をいう。）

（広告募集方法等）

第4条 町長は、広告掲載を行おうとするときは、本要綱に定めるもののほか、広告事業に関し必要な事項を定め、次に掲げる募集の条件を明示して、町広報紙又は町ホームページにより広告主を募集するものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、数量及び掲載期間
- (3) 広告掲載料金
- (4) 広告掲載の基準
- (6) その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

（広告の応募）

第5条 広告掲載を希望する者（以下「応募者」という。）は、申込書に広告の原案を添付し、応募するものとする。

- 2 町長は、前項による応募があった場合で必要と認めるときは、応募者に対し、広告掲載に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

（広告主の決定）

第6条 町長は、前条の規定による応募があった場合は、第3条の規定により審査を行い、広告主を決定する。この場合において、選定の必要があるときは、広告期間の長いものを優先して、応募の順により決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により広告主を決定した場合は、書面により通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第7条 広告主は、町長が指定する日までに、町長が指定する方法により、広告掲載料を納付しなければならない。

（広告掲載の中止等）

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を中止し、又は広告掲載に関する契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
- (3) 広告主が町の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行

為を行ったとき。

- (4) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (5) 広告主の倒産、破産等により広告掲載する必要がなくなったとき。
- (6) 広告掲載期間中において、第3条第2項各号の規定に該当するに至ったとき。
- (7) 町の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

(広告掲載料の返還)

第9条 前条の規定により広告掲載を中止し、又は広告掲載に関する契約を解除した場合、既に納付した広告掲載料は返還しない。

2 広告主の責めに帰すことができない事由により広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、前項の規定にかかわらず、既に納付した広告掲載料から、掲載期間の初月から広告の取消しを通知した日の属する月の翌月までの月に係る広告掲載料を差し引いた額を返還する。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを町に対して保証するものとする。

3 第三者から苦情の申し立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告事業の実施に関して必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月14日から施行する。

別表第1（第3条関係）

規制業種等

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種
- 2 消費者金融（貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業のうち、消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）に規定する消費者をいう。）への金銭の貸付けを行うものをいう。）に該当する業種
- 3 公営競技、公営くじその他のギャンブル（金銭や品物などの財物を賭けて偶然性の要素が含まれる勝負を行い、その勝負の結果によって賭けた財物のやり取りをおこなう行為）に係る業種。
- 4 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続又は再生手続の開始の決定を受けた者
- 5 広告等を掲載等する日前6月以内に町の指名停止措置を受けた事業者又は指名停止措置を受けている事業者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他の集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織又はその組織に属する者
- 7 前各項に掲げるもののほか町資産の性質により広告等を掲載等する業種又は業者として適当でないものとして町長が認めるもの

別表第2（第3条関係）

規制広告等

- 1 製造、販売、売買、譲渡、貯蔵、所持、貸与、使用その他の行為が法令で禁止されている物件又は役務に関するものであって、当該禁止された行為を伴う物件又は役務の提供に係るもの
- 2 前項に掲げる行為について行政庁の許可その他の手続が必要な物件又は役務の提供であって、当該行政庁の許可その他の手続を経ずに提供するもの
- 3 次の各号に該当し、又はそのおそれがあるものとして町長が認めるもの
 - (1) 人権侵害、差別又は名誉毀損
 - (2) ひぼう、中傷又は排斥
 - (3) 性的感情の刺激、犯罪の誘発、暴力性又は残虐性の助長その他青少年の健全な育成を阻害する要素を含むもの
 - (4) 不当な比較広告
 - (5) 政治団体による政治活動を目的とし、又は助長するもの
 - (6) 宗教団体による布教推進を目的とし、又は助長するもの
 - (7) 第三者の著作権その他の権利又はプライバシーを侵害するもの
 - (8) 非科学的なもの又は迷信に類するものであって、利用者を惑わせ、又は不安を与えるもの

- 4 消費者保護の観点から掲載等しないことが適当であるものとして町長が認めるもの
- 5 前各項に掲げるもののほか町資産等の性質等により広告等を掲載等しないことが適当であるものとして町長が認めるもの